

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年9月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
厚生年金保険関係	7件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600011号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600048号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における賞与支払年月日を平成19年12月20日、標準賞与額を39万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社における賞与支払年月日を平成20年8月1日、標準賞与額を31万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月
② 平成20年8月

私(請求者)の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社に勤務していたが、国の記録では同社から支給された請求期間①及び②の賞与の記録が無い。訂正請求記録の対象者名義の預金通帳によると、請求期間①において同社から振り込まれた賞与と、私が請求期間②の賞与額の半分を入金した記録が確認できるので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の元代表取締役の回答、訂正請求記録の対象者名義の預金通帳及び同僚の請求期間①に係る賞与支払明細書から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間①において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、A社の元代表取締役の回答、平成20年1月から同年12月までの期間に係る訂正請求記録の対象者名義の預金通帳、B市から提出された訂正請求記録の対象者に係る「所得状況等について（回答）」に記載されている平成21年度（平成20年分）の社会保険料控除額及び請求期間②に係る前述の同僚の賞与支払明細書から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び訂正請求記録の対象者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、請求期間①に係る前述の同僚の賞与支払明細書で確認できる厚生年金保険料率及び訂正請求記録の対象者名義の預金通帳で確認できる振込額により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から39万4,000円とすることが妥当である。

請求期間②に係る標準賞与額については、平成20年1月から同年12月までの期間の訂正請求記録の対象者名義の預金通帳で確認できるA社から振り込まれた給与の合計額及び前述の同僚の同年1月から同年12月までの分の給料支払明細書から推認される社会保険料率に基づき推認した標準報酬月額及び標準賞与額により算出される社会保険料の合計額が、B市から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成21年度（平成20年分）の「所得状況等について（回答）」に記載されている社会保険料控除額と近似することから、請求期間②において賞与が支給されたものと推認でき、推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から31万4,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①に係る賞与支払年月日については、訂正請求記録の対象者名義の預金通帳で確認できる振込日から平成19年12月20日、請求期間②に係る賞与支払年月日については、A社の元代表取締役の回答及び請求者の陳述から、平成20年8月1日とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、訂正請求記録の

対象者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは当該期間当時の資料を廃棄したため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600155号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600049号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年5月3日から同年6月3日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年5月3日から同年6月3日まで

私は、A社に昭和43年3月14日から昭和49年9月20日まで継続して勤務していたが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。請求期間について同社B支店に昭和44年6月2日まで在籍し、翌日の同年6月3日に同社C支店に異動したので、同社B支店の被保険者資格喪失年月日を同年6月3日に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された昭和44年5月1日付けの辞令から、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し(A社B支店から同社C支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社及び同僚の回答から、昭和44年6月3日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社B支店の事業所別被保険者名簿

における請求者の昭和44年4月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600159号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600050号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成15年12月29日、標準賞与額を6,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年7月30日、標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年12月29日、標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成18年12月29日、標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成20年7月31日、標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

請求期間⑧について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成20年12月29日、標準賞与額を7万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、②、③、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①、②、③、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月

② 平成16年7月

- ③ 平成 16 年 12 月
- ④ 平成 17 年 8 月
- ⑤ 平成 17 年 12 月
- ⑥ 平成 18 年 12 月
- ⑦ 平成 20 年 7 月
- ⑧ 平成 20 年 12 月

A社から、各請求期間に係る賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除された記憶があるので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③、⑥、⑦及び⑧について、請求者から提出されたB銀行の預金通帳で確認できる振込額及び複数の同僚から提出された給与支給明細書により、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③及び⑥に係る標準賞与額については、前述の請求者の預金通帳で確認できる振込額及び前述の同僚に係る給与支給明細書により算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は6,000円、請求期間②は7万円、請求期間③は5万円、請求期間⑥は8万円とすることが妥当である。

また、請求期間⑦に係る標準賞与額については、A社から年金事務所に提出された「賞与支払」一覧表から8万円、請求期間⑧に係る標準賞与額については、当該一覧表、前述の請求者の預金通帳で確認できる振込額及び前述の同僚に係る給与支給明細書により算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から7万9,000円とすることが妥当である。

さらに、賞与支払年月日については、前述の請求者の預金通帳で確認できる振込日から、請求期間①は平成15年12月29日、請求期間②は平成16年7月30日、請求期間③は同年12月29日、請求期間⑥は平成18年12月29日、請求期間⑦は平成20年7月31日、請求期間⑧は同年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①、②、③、⑥、⑦及び⑧に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請

求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間④については、前述の請求者の預金通帳によれば、A社から賞与が支払われたことが確認できない。

また、請求期間⑤については、当該預金通帳においてA社から賞与が支払われたことが確認できるものの、前述の同僚に係る給与支給明細書によれば、複数の同僚の社会保険料等控除後の差引支給額に千円以下の端数が確認できるところ、前述の請求者の預金通帳で確認できる振込額は、仮に各種保険料等が控除された後の金額である場合、千円以下の端数が生じることとなるが、当該振込額に端数が無いことから、請求者の賞与から厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられる。

さらに、請求者は請求期間④及び⑤に係る賞与に係る明細書を所持しておらず、A社も請求者の当該期間に係る貸金台帳等の資料を保管していない上、請求者が当時住所を有していたC市は、請求者の当該期間に係る住民税課税基礎資料を保管していないことから、請求期間④及び⑤において、当該賞与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600168号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600051号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年5月3日から同年6月3日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年5月3日から同年6月3日まで

私は、A社に昭和43年3月14日から昭和50年10月8日まで継続して勤務していたが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。昭和44年5月25日に同社B支店で火災があり、その後の仕事を同社C支店で行うことになったため、同年6月2日までは同社B支店に在籍し、翌日の同年6月3日に同社C支店に異動したので、請求期間について同社B支店の被保険者資格喪失年月日を同年6月3日に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された昭和44年5月1日付けの辞令から、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し(A社B支店から同社C支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社及び同僚の回答から、昭和44年6月3日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社B支店の事業所別被保険者名簿における請求者の昭和44年4月の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600179号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600052号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、昭和51年10月及び同年11月は7万2,000円を9万8,000円、同年12月から昭和52年2月までは7万2,000円を8万円、同年3月及び同年4月は7万2,000円を8万6,000円、同年5月から同年7月までは7万2,000円を9万8,000円とする。

昭和51年10月から昭和52年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和51年10月から昭和52年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年10月1日から昭和52年8月18日まで

請求期間について、A社における標準報酬月額が実際に支給された給与の総支給額より低額になっている。

請求期間の給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書等によると、請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又

は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和51年10月及び同年11月は9万8,000円、同年12月から昭和52年2月までは8万円、同年3月及び同年4月は8万6,000円、同年5月から同年7月までは9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和51年10月から昭和52年7月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600189号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600053号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和52年4月1日にA社B支店から同社C支店に転勤により異動したが、B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月31日となっている。二つの支店には継続して勤務していたので、同年4月1日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された請求者に係る在職証明書から、請求者は同社に継続して勤務し(昭和52年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失

届を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600190号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600054号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年6月から同年9月までの標準報酬月額については9万2,000円を26万円、同年10月から平成10年6月までの標準報酬月額については9万2,000円を28万円とする。

平成8年6月から平成10年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年6月1日から平成10年7月22日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額となっている。当時、一緒に勤務していた同僚の記録が訂正されたため、私の標準報酬月額も訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る請求期間の標準報酬月額は、当初、平成8年6月から同年9月までは26万円、同年10月から平成10年6月までは28万円と記録されていたところ、平成10年7月13日付けで平成8年6月1日に遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年7月22日において、同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は請求者のほかに5人確認できるところ、その全ての者の標準報酬月額についても、同年7月13日付けで請求者と同様の遡及減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、前述の5人に照会したところ2人から回答があり、請求期間当時、A社

の経営状況は悪化していたが、給与の減額は無かったと回答している上、当該同僚のうち1人から提出された請求期間の一部の期間に係る給与明細書によると、前述の遡及減額訂正前のオンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う報酬月額の支払いを受け、当該遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年7月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成8年6月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成8年6月から同年9月までは26万円、同年10月から平成10年6月までは28万円に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600165号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600018号

第1 結論

請求期間①及び②については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年7月から平成22年9月まで
② 平成23年9月から平成24年8月まで

請求期間①及び②において、私は刑務所に服役中であつたが、刑務所から国民年金保険料の免除申請の説明を受けていたので、出所後、請求期間①についてはA県B市にある年金事務所、請求期間②についてはC県D市役所で保険料の免除申請を行った。

しかし、国の記録では、請求期間①及び②が国民年金保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「E刑務所を出所後1か月以内にB市にある年金事務所にて国民年金保険料の免除申請及び年金手帳の再発行の手続を行った。」旨主張しているところ、請求者から提出された「在所証明書」によると、請求者は平成22年9月に矯正施設を出所していることが確認できる。

また、日本年金機構F事務センターが保管する請求者に係る「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」によると、請求期間①の一部を含む平成22年7月から平成23年6月までの期間に係る当該申請書が平成22年9月22日にG年金事務所において受付されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、前述の国民年金保険料の免除申請書の受付日と同日にG年金事務所において、年金手帳再交付に係る入力処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、日本年金機構F事務センターが保管する請求者に係る「国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書」によると、「提出された申請書に所得の状況を明らかにする書類の添付等がされていなかったことから、当該書類の提出を求めるも指定した期限内にこれに応じず、国民年金法に定める免除等の要件に該当するかどうかの確認ができないため」との理由により、平成23年1月7日付けで、G年金事務所から請求者に対して請求期間①の一部を含む平成22年7月から平成23年6月までの期間に係る国民年金保険料の免除申請を却下する通知が行われていることが確認できる。

また、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請を行ったとする時点において、当該期間のうち平成21年7月から平成22年6月までの期間は、制度上、保険料の免除を申請することはできない。

請求期間②について、請求者は、「H刑務所を出所後1か月以内にD市役所で国民年金保険料の免除申請を行った。」旨主張しているところ、請求者から提出された「在所証明書」によると、請求者は平成25年10月に矯正施設を出所していることが確認できるが、当該時点において、請求期間②については、制度上、保険料の免除を申請することはできない。

また、I年金事務所は、「請求者の平成24年9月から平成25年6月までの期間及び同年7月から平成26年6月までの期間に係る国民年金保険料の免除申請書は保管しているが、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料免除申請書は無い。」旨回答している。

さらに、D市は、「請求者の平成24年9月から平成25年6月までの期間及び同年7月から平成26年6月までの期間については、国民年金保険料の免除申請書を受付した記録は確認できるが、請求期間②に係る保険料の免除申請書を受付した記録は無い。」旨回答している。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600156号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600055号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年8月8日から昭和44年9月1日まで

私は、昭和43年8月8日から昭和44年8月31日までの期間、A社においてB職として勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の回答から、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求期間当時の資料は無いとしており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、請求期間にA社においてB職として勤務していたとする者は、請求者と同様に同社における雇用保険の加入記録は確認できるものの、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録に氏名は無く、同社における厚生年金保険の加入記録が無いことから、請求期間当時、同社では、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間にA社において厚生年金保険の加入記録がある者のうち所在が確認できた22人のオンライン記録及び雇用保険の加入記録によると、そのうち7人は雇用保険に加入してから1年以上経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間当時、同社では、従業員を厚生年金保険に加入させた場合であっても、被保険者期間は実際に勤務した期間と同一ではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社において昭和43年8月1日から昭和44年9月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600169号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600056号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正14年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和21年8月頃から昭和28年8月まで

私は、昭和21年8月頃から昭和28年8月までの期間にA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間当時のA事業所の配置図が詳細である上、請求者が記憶している複数の同僚の氏名が、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、勤務期間は特定できないものの、請求者が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年4月1日であることが確認できることから、請求者は、請求期間のうち昭和21年8月頃から昭和26年3月31日までの期間に、同事業所において厚生年金保険に加入することはできない。

また、B事業所は、保存期限経過により請求期間当時の資料は残っていないとしており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者が名前を挙げた複数の同僚は既に亡くなっているか所在が確認できないため、証言を得ることができない。

加えて、上記被保険者名簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年4月1日から請求者が勤務していたとする昭和28年8月までの期間

に、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、請求者が名前を挙げたうちの一人の同僚も被保険者記録が見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。